

海老名市有料公園施設・スポーツ施設専用利用申請について

1 専用利用申請とは海老名市の e-kanagawa 施設予約システムに団体登録している団体が大会等の目的で不特定又は特定多数の者を集め、有料公園施設またはスポーツ施設を1日で2区分以上または予約面数を2面以上予約しようとするをいう。

2 専用利用できる施設については、下記表の施設とする。

施設（公園等）の名称	施設（公園等）内の各施設の名称	
海老名運動公園	野球場	野球場
		会議室
	総合体育館	大体育室
		小体育室
		柔道場
		剣道場
		弓道場
		多目的室
		会議室
	屋内プール	会議室
		研修室
	陸上競技場	陸上競技場
会議室		
多目的広場	多目的広場	
北部公園	体育館	体育室
		多目的室
	多目的広場	多目的広場
中野公園	人工芝グラウンド	人工芝グラウンド
中野多目的広場	サッカー場	
	ラグビー場	

3 専用利用申請の受付について

(1) 専用利用申請受付開始日

市内団体 利用日の属する月の3月前の月の初日（例：4月1日→7月分の申し込み）

市外団体 利用日の属する月の1月前の月の初日（例：4月1日→5月分の申し込み）

※受付開始日が休館日の場合は、その翌営業日を初日とする。

(2) 専用利用申請受付場所

ア 海老名運動公園総合体育館（受付時間：9時から20時まで）では下記施設の専用利用申請のみ受付することとする。ただし、休館日は受付を行わないこととする。

(ア) 海老名運動公園各施設、(イ) 中野公園人工芝グラウンド、

(ウ) 中野多目的広場各施設

イ 北部公園体育館（受付時間：9時から20時まで）では下記施設の専用利用申請のみ受付することとする。ただし、休館日は受付を行わないこととする。

（ア）北部公園各施設

（3）専用利用申請書類について

ア 海老名市スポーツ施設専用利用許可申請書

イ 要項・チラシ（大会のみ）

ウ 海老名市スポーツ施設利用料金減免申請書（減免該当団体のみ）

4 ペナルティについて

（1）無断キャンセルを行った場合、翌月1ヶ月間専用利用申請を行えないこととする。ただし、天候等の理由での取り消しの場合は、ペナルティの対象外とする。

（2）キャンセル（事前連絡あり）を累計で2回行った場合、翌月1ヶ月間専用利用申請を行えないこととする。なお、キャンセルの連絡は申請を行った施設に連絡することとする。

ただし、天候等の理由での取り消しの場合は、ペナルティの対象外とする。

（3）虚偽の利用目的での申請が発覚した場合、翌月から3ヶ月間専用利用申請を行えないこととする。

5 利用の制限について

（1）1つの団体が1ヶ月間に専用利用申請が出来る日数は5日間までとする。なお、そのうち、土・日・祝日は2日間までとする。

（2）専用利用申請における施設の利用目的は、土・日・祝日については大会、試合のみ、平日については大会、試合、練習での申請を受付することとする。

（3）休館日または施設の管理運営上、支障をきたす場合は専用利用申請を受け付けないこととする。

6 利用料金の支払いについて

（1）利用当日に現金で各利用施設の受付窓口で支払うこととする。